

山梨県公報

第千九百七十七号

平成二十一年

八月三十一日

月 曜 日

目次

指定代理納付者の指定	四八九
道路の区域変更	四八九
電線共同溝を整備すべき道路の指定	四八九
都市計画事業の認可	四八九

告示

山梨県告示第二百五十八号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十一条の二第六項の規定により、次のとおり指定代理納付者を指定する。

平成二十一年八月三十一日

山梨県知事 横内正明

- 指定代理納付者の名称及び主たる事務所の所在地
ヤフー株式会社
東京都港区赤坂九丁目七番一号
- 指定代理納付者に代理納付させる歳入
寄附金歳入(インターネットを利用して納付するふるさと納税に係るものに限る。)
- 指定代理納付者が代理納付の対象とするクレジットカードの種類
次の国際ブランドマークが付されたクレジットカード
VISA
Master Card
- 指定代理納付者に代理納付させる期間
平成二十一年九月一日から平成二十二年三月三十一日まで

山梨県告示第二百五十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道

路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所(吉田支所を除く。)において、この告示の日から平成二十一年九月二十四日まで一般の縦覧に供する。
平成二十一年八月三十一日

山梨県知事 横内正明

- 道路の種類 県道
- 路線名 桑西下真木線
- 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	旧	新		
大月市大月町真木六六〇八番の二地先から 大月市大月町真木六六〇一番の二地先まで	一一・五 一八・〇	一三・〇 三四・五		一一・五

山梨県告示第二百六十号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号)第三条第一項の規定により、次のとおり電線共同溝を整備すべき道路を指定した。

平成二十一年八月三十一日

山梨県知事 横内正明

道路の種類	路線名	区 間
県道	甲府山梨線	甲府市北口二丁目一七〇番二地先から 甲府市武田二丁目五一番一地先まで

山梨県告示第二百六十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十一年八月三十一日

- 一 都市計画事業の種類及び名称
甲府都市計画道路事業三・四・二十三号西条・昭和インター線
- 二 施行者の名称
昭和町
- 三 事業施行期間
平成二十一年八月二十四日から平成二十七年三月三十一日
- 四 事業地
 - 1 収用の部分
山梨県中巨摩郡昭和町大字西条字中河原地内
 - 2 使用の部分
山梨県中巨摩郡昭和町大字西条字中河原地内